



東京都
行
発

令和 6 年度

13

四 次

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表.....
.....(東京都監査委員).....

公 告

報 告 申 べ て ま す

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、東京都包括外部監査人山下康彦から令和6年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

東京都監査委員	龍 円 あいり
東京都監査委員	小 磯 善 彦
東京都監査委員	茂 垣 之 雄
東京都監査委員	後 藤 靖 子
東京都監査委員	小 烏 純 子

東京都包括外部監査人
公認会計士 山下 康彦

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名(監査のテーマ)

(1) 生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について

監査対象局等:生活文化スポーツ局
公益財団法人東京都私学財団

(2) 政策連携団体(公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について

監査対象団体:公益財団法人東京都歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団
公益財団法人東京都つながり創生財団

2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について	6	59	65
政策連携団体(公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について	6	16	22
合計	12	75	87

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の
執行について

東京公報

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について

3 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象局等

生活文化スポーツ局
公益財団法人東京都私学財団

5 外部監査の実施期間

令和6年6月27日から令和7年2月12日まで

6 包括外部監査人及び補助者

（1）包括外部監査人
公認会計士 山下 康彦

（2）補助者

公認会計士 浜田 陽介	公認会計士 木子 裕美
公認会計士 屋島 伸彦	公認会計士 来栖 寛明
公認会計士 三枝 和臣	公認会計士 平野 清秀
公認会計士 遠部 佳孝	公認会計士 太田 雅紀
公認会計士 川越 靖彦	公認会計士 森田 省吾
公認会計士 吉田 嶺介	公認会計士 菅田 裕之
公認会計士 土屋 紗喜子	その 他 高橋 瑞美
公認会計士 柏嶋 あゆみ	

7 特定の事件を選定した理由

都は新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定した。都による文化振興に関する施策は、江戸東京の文化を都民が享受するに留まらず、国内外の多様な文化資源をそれぞれに、また結び付けて世界へ発信していくアーティスト等をサポートする重要な機能を担っている。芸術文化により都民の生活を豊かにするだけでなく、我が国の成長戦略とも結びつく可能性を持っているとも考えられ、その重要性は一段と増している。

また、都はスポーツの振興、スポーツ施設の管理運営など、スポーツに関する施策を総合的に展開している。東京2020大会のレガシーを様々な点で生かしていく上でも今後の施策が重要な点となってくる。スポーツ振興は様々なイベント等を通じて文化振興とも親和性が高いと考えられ、社会環境の変化を背景に、文化振興ともどもその重要性を増している。

社会環境の変化という点では少子化の影響も重要な要素である。東京都の15歳未満人口の増減率は全国の都道府県の中で最も維持されているものの、近い将来には減少していくことが見込まれている。貧困も一層重い課題となってきた。こうした環境において学校の経営は公私によらず課題が多いと考えられるが、特に私学については、個別の法人ごとの事情を背景にした課題が多く含まれている可能性があり、都による私学振興に関する施策はその重要性を増している。

上記の施策に加え、多文化共生及び男女平等参画の推進は上記施策をより活用力のある有用なものとするため重要な基盤であり、併せて都民の関心も高いと考えられる。についてはこれらの事業について、事務が関係法令に則り、経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することとは非常に意義のあることと考え、生活文化スポーツ局の事業を令和6年度の包括外部監査対象事件に選定した。

加えて、公益財団法人東京都私学財団は、育英資金事業等の私学振興を生活文化スポーツ局と一体となって行っており、重要な役割を果たしていることから、同財団における事務の執行についても併せて監査することが有効と考え、監査対象とした。

8 外部監査の方法

(1) 基本的な観点

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性(合規性)の観点に加え、いわゆる3E(経済性、効率性及び有効性)の観点により監査を実施する。法規等準拠性は、生活文化スポーツ局が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという観点である。例えば、使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという観点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、都に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという観点となる。生活文化スポーツ局の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという観点となる。生活文化スポーツ局が行っている事業の中には、例えば、文化振興やスポーツ振興のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。

都が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要なとなる。なお、公益財団法人東京都私学財団の監査に当たっては、東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例で引用する地方自治法第199条に規定された範囲内に基づき、監査範囲を設定している。具体的には、同財団の監査範囲は、補助金、利子補給及び委託契約に限定している。

(2) 主な監査手続

ア ヒアリング

(ア) 各種事業の内容等について、生活文化スポーツ局の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

(イ) 公益財団法人東京都私学財団の各担当者に対して、補助金、利子補給及び委託契約の管理等について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

9 現場の観察、資産管理状況の確認

(ア) 東京ウイメンズプラザの観察

東京ウイメンズプラザを訪問し、当該施設や実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を観察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(イ) 味の素スタジアム、武藏野の森総合スポーツプラザ及び東京都パラスポーツトレーニングセンターの観察

味の素スタジアム、武藏野の森総合スポーツプラザ及び東京都パラスポーツトレーニングセンターを訪問し、各施設の概要や課題等を把握した。その上で、当該施設を観察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、指定管理のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(ウ) 有明アリーナの観察

有明アリーナを訪問し、施設の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を観察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、PF1のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(エ) 公益財団法人東京都私学財団の観察

公益財団法人東京都私学財団を訪問し、実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を観察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

10 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめることとする。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から、早期には正すべきと認められる事項である。また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与している

かといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

オ 報告書の作成

本報告書では、監査の結果の冒頭に生活文化スポーツ局全体について意見を記載している。主に、生活文化スポーツ局 3か年のアクションプランや施設別財務情報の公表内容の充実に対する意見である。

その後、各部の事業に対する指摘・意見を記載している。まず、都民生活部の事業では、主に多文化共生や男女平等参画に係る施策、東京ウィメンズプラザの運営について取り上げている。

次に、私学部の事業では、主に私立学校教育助成、公益財団法人東京都私学財団に対する業務委託、東京都育英資金事業について取り上げている。

その後、文化振興部の事業では、主に文化振興事業について取り上げている。

最後に、スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業では、主に東京都スポーツ推進総合計画やTOKYOスポーツレガシービジョン、スポーツ施設について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における各団体等の記載については、表題を除き、以下略称を用いる。

正式名称	略称
公益財団法人東京都私学財団	私学財団
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響
公益財団法人東京都つながり創生財団	つながり創生財団
東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～	東京文化戦略 2030

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について	6	59	65

10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 生活文化スポーツ局の概要について

1 役割

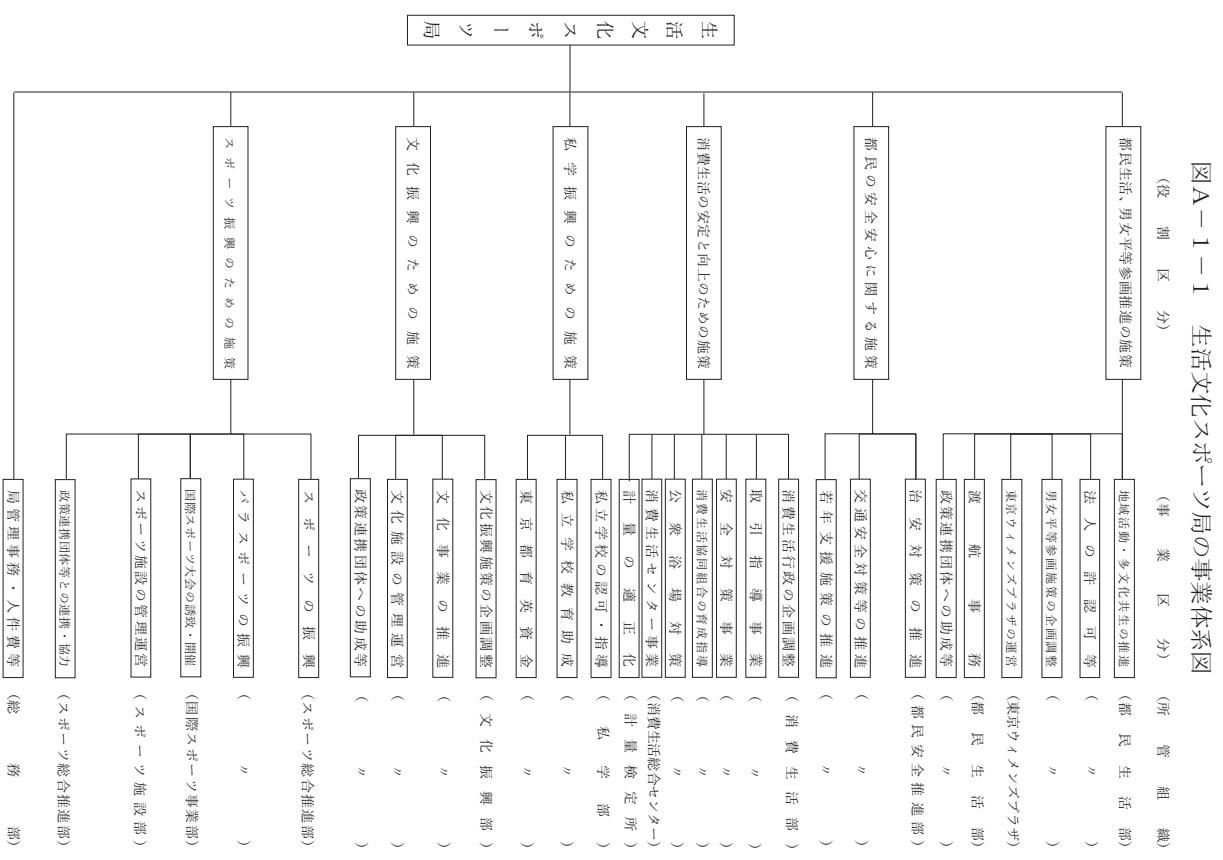
生活文化スポーツ局は、社会情勢の様々な変化に柔軟に対応しながら、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担っている。東京の更なる成長の創出とより安全・安心で豊かな都民生活の実現に向け、関係各局と密接に連携しながら、以下の分野をはじめとした施策を広く展開している。

施策	内容
都民生活、男女平等参画推進の施策	多文化共生社会づくりの推進、男女平等参画社会の実現を目指した各種施策の推進及び女性の活躍推進に向けた気運醸成
私学振興のための施策	私立学校の認可事務及び経常費補助や保護者負担軽減補助等の助成策による、私立学校の振興支援
文化振興のための施策	東京の文化を創造するための環境整備、都立文化施設の管理運営、文化施設の展開
スポーツ振興のための施策	スポーツ・パラスポーツ振興のための各種施策の推進、スポーツ施設の管理運営

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人抜粋

2 事業体系図

生活文化スポーツ局の事業体系図は、以下のとおりである。



（主 な 事 業）

・共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援）、結婚支援、多文化共生社会づくりの推進、東京都大田記念館の運営、管轄運営、認定法に基づく公益社団法人・公益財團法人の認定及び監督等の事務、宗教法・人法に基づく宗教法人の認証等の事務、特定非営利活動法人の認定法に基づく法人認証・認定等の事務、男女平等参画に関する施策の総合的推進、女性の活躍推進に関する施策の実施、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進に関する施策、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施、男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業、配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援等の事業の実施

・都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

（公財）東京都つながり創生財团への助成、運営支援の実施

・安全な条件に基づく防犯環境の整備や防犯ボランティアの活動支援、子供の安全対策（在住外国人等の安全・安心施策の推進、有家骨壇等からの保護、再犯防止等の推進、非行少年等の立ち直り支援、身近な犯罪の防止対策、外国人不法就労防止対策、外国人居住支援対策、暴力団排除事業）

・子供・高齢者・外国人等の交通安全全教育、飲酒運転対策、交通事故相談、自転車安全利用の普及啓発、放課自由転車対策、ITS等を活用した集中的な迷惑対策

・若者総合相談センター（若ナビα）の運営、地域における若者の自立支援体制の整備（区町村補助、地域支援者向け講習会、「若ばた+」等）、地域における青少年健全育成の推進、青少年健全育成審議会の運営、有家骨壇等からの保護、いじめ問題対策、外国人不法就労防止対策、外国人居住支援対策、暴力団排除事業

・消費生活課の運営、消費生活課を員員調査等の実施

・不適正行為を行なう事業者に対する法令等に基づく行政処分等の実施、法令等に基づく商品・サービス等の表示調査、指導、措置等の実施

・消費者活動組合法に基づく指導、消費者の安全性に関する調査、情報提供等の実施

・公費賃場対策監査会の事務局、公費賃場利用機会の確保のための各種助成施策の実施

・消費生活相談、被験教習、相談フェス、情報提供、消費者教育、消費者活動支援等の実施

・各種特定量器等の検定、検定等及び普及啓発等の実施

・学校教育及び私立学校法等に基づき私立学校（幼・小・中・義務教育・高・中等教育・特別支援・専修・各種）及び学校法人の認可・指導認可等についての申請の審査、私立学校の運営、私立学校法人等に対する指導、各種定期評議会の運営、私立学校法人等に対する指導、各種定期評議会の運営、私立学校の運営、私立の幼・小・中・高（全日・定期）特別支援・通信制に対し経営費補助を実施、保護者の経済的負担の軽減を目的とする取扱いの実施、学校施設設備に関する補助等、各種補助の実施

・（公財）東京都私利公利团が実施する東京都青資金事業に対する補助の実施、東京都青資金の返還事務

・文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための東京都芸術文化評議会の運営等、「東京文化戦略2030」の推進、文化振興施策のための総合的企画、各方面との連絡調整及び各機関、（区町村）記念行事などの事業を実施

・東京の文化力と活けの創出のため、「東京文化戦略2030」事業等の各種文化事業を実施、「アーツカウンシル東京」の旗艦を充実させること等による文化振興施策の戦略的展開、アーティストへの各種支援等、東京都に対し経営費補助を実施、保護者の経済的負担の軽減を目的とする取扱いの実施、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京芸術劇場、東京都庭園美術館、トーキョーアーツアンドスペース、東京都港芸公園通りキャラリー）の管理運営

（公財）東京都美術文化団、（公財）東京都交響楽団への助成・運営支援

・東京都スポーツ振興総合計画、TOKYOスポーツガバーニング等の企画調整、各種スポーツ大会・スポーツ振興事業、アーカイブ音楽の活用、ボランティアの参加、レガシー設置物等

・東京都スポーツアーツ団体支援事業、ハラスメント防止支援事業、ハラスメント人材の活動活性化事業等、東京バーチャルアーツアンドスペース、東京アーツアンドスペース、東京レガシーハーフマラソン、G R A N D C Y C L E TOKYO、東京2025デジタルビック、ビジョン2025等の推進等

・東京オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツセンター、東京アーティスティックスセンター、東京都バーチャルアーツセンター、東京都障害者スポーツセンター、東京都中央海浜公園ホンダアーティスティックスセンター、東京都バーチャルアーツセンター、東京都障害者スポーツセンター、味の素スタジアム、（公財）東京都市ボーット文化事業団、（一財）東京マラソン財团、（株）東京スタジアム、（公財）東京都ボーット協会、（公財）東京都障害者スポーツ協会、（公財）東京2025世界陸上との連携・協力

3 計画

（1）事業計画・方針

ア 東京都多文化共生推進総合計画

日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する多文化共生社会実現に向けた指針（平成28年2月策定）

イ 東京都男女平等参画推進総合計画

男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画で以下2つの計画からなる。（令和4年3月改定）

（ア）東京都女性活躍推進計画

（イ）東京都配偶者暴力対策基本計画

エ 東京都文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～

2040年代における東京のあるべき姿を描き、都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した2022年度から2030年度までの長期計画（令和4年3月策定）

オ TOKYOスポーツ推進総合計画

スポート基本法に基づき、スポートを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして策定（平成30年3月策定）

カ TOKYOスポーツ推進総合計画

東京2020大会の成果をどのようにスポートの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すものとして策定（令和4年1月策定）

カ 力 新規恒久施設の施設運営計画

東京2020大会で都が新たに整備する競技施設が、大会後も都民共有の財産として永く親しまれ、有効活用されるよう、大会後の施設運営の指針として策定（平成29年4月策定）

（2）大規模施設等の新築・改築・改修

都有施設は、都の行政運営を支える基本となる施設であり、都民が様々な行政サービスを受けることができる身近な施設である。また、災害発生時には、防災拠点としての役割を果たすなど、都民のみならず、東京を訪れる人々にとっても重要な施設である。

これらの都道府県は、良質な社会資本ストックとして次世代に継承していくため、維持更新を計画的かつ着実に行っていく必要がある。

都道府県は、昭和40年代後半から50年代及び平成一桁の時期にその多くが整備され、前者については、施設そのものの老朽化が進行しており、後者については、電気、空調、給排水などの設備を中心とした改修時期を迎えている。

そこで都道府県は、平成21年2月に「主要施設10カ年維持更新計画」、平成27年3月に「第二次主要施設10カ年維持更新計画」、令和4年3月に「第三次主要施設10カ年維持更新計画」を策定した。生活文化スポーツ局が所管する文化施設及びスポーツ施設についても、この計画に基づき、施設の劣化状況等を考慮し、都道府県の効果的な活用の観点から、計画的な改修・改修工事を実施しており、東京2020大会に向けては、施設の新築工事も実施した。

主な施設とその整備状況は、以下のとおりである。

○対象施設(令和6年8月現在)

・文化施設

施設名	新築	改築	改修	備考
東京都江戸東京博物館		○	大規模改修工事中	
東京都美術館		○	計画中	
東京都庭園美術館	○	○	新館改築終了、本館大規模改修終了	
東京都写真美術館		○	大規模改修終了	
東京都現代美術館		○	大規模改修終了	
東京文化会館		○	計画中	
東京芸術劇場		○	計画中	

・スポーツ施設

施設名	新築	改築	改修	備考
東京体育館		○	計画中	
駒沢オリンピック公園総合運動場	○	○	屋内競技場等改築終了、体育館大規模改修工事中、陸上競技場計画中	
東京武道館		○	計画中	
東京辰巳アリーナ		○	アイスアリーナ転用工事中	
有明テニスの森公園テニス施設		○	有明コロシアム大規模改修終了	
味の素スタジアム	○	計画中		
海の森水上競技場	○			
夢の島公園アーチェリー場	○			
カヌー・スラロームセンター	○			

施設名	新築	改築	改修	備考
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	○			
東京アクアティクスセンター	○			
有明アーバンスポーツパーク	○		都工事完了、PFI事業者工事中	

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

都 市 伝 媒

II 生活文化スポーツ局の各部における事業について

生活文化スポーツ局は、都民生活・男女平等参画推進の施策、私学振興のための施策、文化振興のための施策、スポーツ振興のための施策の4つの機能を担っているが、以下のとおり、それぞれの施策について所管組織が分かれている。

表A-2-1 生活文化スポーツ局の各部の所管組織

生活文化スポーツ局の機能	所管組織
都民生活・男女平等参画推進の施策	1. 都民生活部
私学振興のための施策	2. 私学部
文化振興のための施策	3. 文化振興部
スポーツ振興のための施策	4. スポーツ総合推進部・スポーツ施設部

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

1 都民生活部

都民生活部は、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、多文化共生社会づくりの推進、男女平等参画に関する施策の推進及び女性の活躍推進の気運醸成などを行っている。主な事業は、以下のとおりである。

(1) 事業内容

ア 多文化共生の推進

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、「東京都多文化共生推進指針」を平成28年2月に策定するとともに、つながり創生財団と連携し、多文化共生社会づくりの推進に資する以下の事業を展開している。

(ア) 在住外国人向け生活情報の提供

東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供する「東京都多文化共生ポータルサイト」の運営を行うとともに、東京での暮らしに有用な情報を掲載した生活情報冊子「Life in TOKYO:Your Guide」を6言語で発行している。

(イ) 多文化共生コーディネーター研修

教育や医療など各分野における外国人支援の知識を有し、様々な団体との連携を各地域で包括的にコーディネートできる専門人材を育成するとともに、多文化共生に係る最新情報の提供や受講者のネットワーク構築を目的としたフォローアップ研修を、つながり創生財団と共催で実施している。

(ウ) 外国人相談窓口の運営

外国人等からの電話相談を15言語で受け付け、適切な窓口等につなぐ「東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）」をつながり創生財団に設置している。令和6年6月よりフリーダイヤル化し、悩みを抱え孤立し相談先のない方への対応を強化している。

令和4年3月には「ウクライナ避難民ワシントップ相談窓口」を設置し、ウクライナ避難民及びその支援者等からの相談にも対応している。

また、区市町村等の窓口が言語対応できない場合に通訳サポートを実施しているほか、令和6年4月には「東京都外国人相談サポートサイト（T-NETS）」を立ち上げ、相談員同士のつなぎ先や支援情報の共有等を通じて、区市町村や国際交流協会など地域の相談窓口との連携を強化し、相談体制の更なる充実を図っている。

(エ) 「やさしい日本語」の活用促進

外国人に情報を伝える上で有益な「やさしい日本語」の意義等を都民や区市町村等へ効果的に普及啓発するため、つながり創生財団と連携し、活用促進を図っている。

(オ) 地域日本語教育の推進

地域日本語教育の充実化を図るため、つながり創生財団、区市町村と連携し、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進している。

令和4年度には、東京における地域日本語教育の目標や、目指すべきレベルなどを「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」として整理し、各地域が本あり方を踏まえた取組ができるよう支援している。

また、つながり創生財団において、令和3年度に構築した地域日本語教室のデータベース「東京日本語教室サイト」を運営し、都内各地域の日本語教室の広報支援を行うほか、令和6年度からは新たに同財団に地域日本語教育コーディネーターを配置し、区市町村等が実施する地域日本語教育事業の課題について把握するとともに、その解決に向けた検討を共に行うなど地域日本語教育の体制づくりを支援している。

(カ) 東京都防災（語学）ボランティア

災害時ににおける被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

(キ) 外国人への防災情報の提供
言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者等が災害時に適切な行動がとれるよう、外国语による防災知識の普及や情報提供体制の充実を図っている。

(ク) 日本語を母語としない子ども等への支援

日本語を母語としない子どもとその保護者の困りごとや相談に寄り添い、必要な情報や支援が行き届くよう、学校、地域、NPO、行政機関等が連携した体制を構築するため、区市町村が多文化キッズコーディネーターを設置する取組を支援している。

・令和5年度補助対象自治体 2区

(ケ) 在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している(助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成)。

・令和5年度助成対象事業数 13件

(コ) ネットワークを活かした多文化共生社会づくりの促進

東京都における多文化共生社会づくりを促進するため、都内の国際交流協会、外国人支援団体、国際協力団体等が加盟するネットワークにおいて、つながり創生財団と連携し、課題の共有、情報交換、研修会の実施、多文化共生に関するイベントの開催などを実施している。

(サ) 東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てる目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舎である。

平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。

イ 男女平等参画施策の企画調整

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することや、国、道府県、区市町村との連携会議の開催等により、情報交換を行い連携の推進を図っている。

(ア) 男女平等参画施策の企画調整

a 東京都男女平等参画推進会議
都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

b 国及び区市町村との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

(イ) 東京都男女平等参画審議会の運営
東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

(ウ) 総合計画の推進

a 東京都男女平等参画推進総合計画

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和4年3月に改定した。同計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されており、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定したものである。

都が女性活躍を更に加速させ、男女平等参画社会の実現をリードするため、取り組むべき方向性と具体的施策を示すものであり、「社会の仕組みづくり」を着実に進めるとともに、仕組みが十分活用されるよう、人々の行動変容を促す「意識改革」を目指している。

b 女性も男性も輝くTOKYO会議

東京都男女平等参画推進総合計画の推進に関して、都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場とするとともに、総合計画の達成状況の把握等を行う第三者機関として「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置している。

c 年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的推進に資するため、男女平等参画の状況、府内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表している。

(エ) 女性の活躍推進の気運醸成

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

a 女性の活躍推進に向けた取組の推進・発信

「女性も男性も輝く TOKYO 会議」において、女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信や女性活躍推進に向けた取組等に関する検討や提案を行っている。

b TOKYO メンターカフェ

女性のちょっとした悩みや不安に、仕事や子育て等の経験のある都民がメンターとしてアドバイスをする相談サイト「TOKYO メンターカフェ」を開設している。

(オ) 審議会等における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、多様な価値観や発想を反映させることが必要である。このため、東京都男女平等参画基本条例において都の審議会等の委員構成について「男女いずれの性も 40%以上」とするクオータ制を導入するなど、女性委員の任用率向上を図っている。

(カ) ライフ・ワーク・バランスの推進

a Web サイト「TEAM 家事・育児」の運営
男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報を発信し、当事者夫婦だけでなく、若者や企業経営者、職場の上司や同僚など社会全体に対して男性の家事・育児参画に向けた気運醸成を図っている。

ウ 東京ウイメンズプラザの運営

東京ウイメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

(ア) 講座・研修

(キ) 配偶者等暴力対策
a 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議
配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

b 東京都配偶者暴力対策基本計画
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画である「東京都配偶者暴力対策基本計画」を、令和4年3月に改定した。改定に当たっては、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて取りまとめている。

(イ) 民間活動支援
東京ウイメンズプラザフォーラムとして、講演会、ワークショップ等を通じて、都と民間団体等が一体となって情報を発信し、都民の男女平等参画意識の醸成を図る。

(ウ) 情報提供事業

a 図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報(図書・資料・新聞・雑誌等)を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言(レフアレンスサービス)を行っている。

- ・所蔵図書 約71,000冊(令和6年3月31日現在)
- ・利用者 22,906名(令和5年度実績)
- ・レフアレンスサービス 434件(令和5年度実績)
- ・図書貸出登録者数 1,003名(令和6年3月31日現在)

b インターネットによる情報提供

東京ウイメンズプラザの実施事業について、ホームページで情報提供を行うとともに、男女平等参画に関する普及啓発を図っている。

(エ) 相談事業

a 一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラの被害など、様々な悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者と共に問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

- ・相談方法 電話、必要に応じて面接

b 特別相談

(ア) 法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。

- ・相談方法 面接

(イ) 精神科医師による面接相談

精神科医師による医学的、心理学的指導の実施

(オ) 男性相談
男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

・相談方法 専用回線による電話相談で外部の相談員が対応し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

c スーパーバイズ

(ア) スーパーバイズ(東京ウイメンズプラザ相談員向け)
解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けている。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、当所相談員の対応能力向上を図っている。

(イ) スーパーバイズ(区市町村相談員向け)

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、スーパーバイズを実施している。

(オ) 配偶者暴力相談支援センター事業
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を持ち、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

a 相談事業

(ア) 被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。なお、令和3年度より三者間多言語通訳サービスを活用し、5言語による相談を実施している。

(イ) 特別相談

・配偶者暴力被害者のための法律相談
配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

・精神科医師による面接相談
配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

・男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等

を実施している。

(c) LINEを活用したDV相談
電話による相談を苦手としメールやSNSに慣れている若年層等の相談環境を整備するため、令和3年度より無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したDV相談を実施し、被害防止や救済等様々な支援につなげている。

(d) 自助グループ活動支援
配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

(e) 配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催
配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

b 民間活動支援

(a) DV防止等民間活動助成事業
民間における配偶者暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者暴力の防止及び被害者支援を図っている。

- ・自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成 15件(令和5年度実績)
- ・助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成
- ・アドバイザーの派遣 9件(令和5年度実績)

(b) 配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業
民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するため、研修を実施している。

c 配偶者暴力対策区町村支援事業

(a) コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

(b) 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進
区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

(c) 区市町村との連携
都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

(d) 女性の活躍推進
男女平等参画の推進に向けたマインドシェンジに向けて、女性活躍推進及び男女平等参画推進に関するセミナー等を開催する。

(e) 東京ウイメンズプラザの管理運営

a 施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

・総入館者数 (令和5年度実績) 118,771人

表A-2-2 東京ウイメンズプラザの施設利用状況

	利用件数(件)	利用人員(人)	利用率(%)
ホール	366	38,852	44.1
視聴覚室	1,534	20,357	52.4
第一会議室	1,076	12,283	55.2
第二会議室	1,048	7,479	54.0
第三会議室	500	2,340	51.3
合計	4,524	81,311	52.0

合計 6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

b 都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の開催

男女平等参画(女性)センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

エ 政策連携団体への助成等

多文化共生社会づくりや共助社会づくりを推進する事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的として設立したつながり創生財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。(つながり創生財団の概要については、「政策連携団体(公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について」第2, III, 1を参照)

(2) 所管施設 ア 東京ウインズプラザ

(ア) 東京ウイメンズプラザの本

(ア) 東京ウイメンズプラザの概要
東京ウイメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置された。東京ウイメンズプラザにおける主な事業は、1(1) ウに記載のとおりである。東京ウイメンズプラザの施設の概要、組織図及び沿革は、表A-2-3、図A-2-1及び表A-2-4のとおりである。

表A-2-3 東京ウイメンズプラザの施設の概要

所在地	東京都渋谷区神宮前5-53-67
開館年月	平成7年11月
施設内容	ホール、視聴覚室、会議室、講師控室、保育室、ワーキングルーム、交流コーナー、ロッカー
管理運営形態	都直営
開館時間	月曜日～土曜日：9時～21時、日曜日・休日：9時～17時 (図書資料室の開館時間) 月曜日～土曜日：9時～20時、日曜日・休日：9時～17時
入館料	無料
設置根拠	東京ウイメンズプラザ条例(平成7年3月16日条例第20号)

表A-2-4 東京ヴィメンズプラザの沿革

昭和54年 4月	東京都婦人情報センターを都立日比谷図書館内に開設
昭和59年 6月	東京都飯田橋厅舍に移転
平成元年 4月	「東京ウイメンズプラザの基本構想」発表
平成 4年 4月	東京都婦人情報センターを東京都女性情報センターと改称
平成 4年 7月	財団法人東京女性財団を設立し、管理・運営を委託
平成 7年 11月	東京ウイメンズプラザ開館
平成11年 6月	男女共同参画社会基本法 施行
平成12年 3月	東京都男女平等参画基本条例 制定
平成13年 4月	東京ウイメンズプラザ直営化
平成13年10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行
平成14年 4月	東京ウイメンズプラザに配偶者暴力相談支援センター機能を設置

(3) 予算概要

表A-2-5のとおり、生活文化スポーツ局の令和5年度当初予算において、都民生活費は20億54百万円であり、このうち約5割を東京ウイメンズプラザの運営が占める。

また、表A-2-6のとおり、東京ウイメンズプラザの運営に係る当初予算額10億30百万円のうち、普及啓発や相談業務が8割以上を占める。

表A-2-5 都民生活費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額	決算額
地域活動・多文化共生の推進等	569,184	27.7% 441,423
男女平等参画施策の企画調整	271,648	13.2% 208,991
東京ウイメンズプラザの運営	1,029,787	50.1% 1,018,547
政策連携団体への助成等	183,519	8.9% 127,138
合計	2,054,138	100% 1,796,099

都提供資料より監査人作成

表A-2-6 都民生活費のうち東京ウイメンズプラザの運営に係る

令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額	決算額
普及啓発・相談業務	881,205	85.6% 874,229
配偶者暴力相談支援センター	148,582	14.4% 144,318
合計	1,029,787	100% 1,018,547

都提供資料より監査人作成

2 私学部

(1) 事業内容

私立学校は、公立と異なり私人の寄附財産等によって成り立っており、その運営も各設置者が建学の精神に基づき自立的に行っている。現在、都内の学校に在籍する児童・生徒のうち、私立学校に在学する割合は、高等学校で5割を超える幼稚園で約9割、専修学校・各種学校でほぼ10割となっており、私立学校が都の公教育に果たす役割は大きい。私学部は、このような都内の私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として各種の事務事業を推進している。主な事業は、以下のとおりである。

ア 私立学校の認可・指導事務

学校教育法及び私立学校法等に基づき、都知事が所轄する私立学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校)や学校法人に関する認可・指導等を行っている。

(イ) 私立学校の公共性と自主性

私立学校は、公教育機關として国・公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っている。すなわち、私立学校にも国・公立学校と同様に憲法、教育基本法及び学校教育法が適用され、学校の設置基準も国・公立と私立で変わらない。

しかし、私立学校は、国・公立と異なり私人の寄附財産等により設立され、その運営も自立的に行われる性格をもっており、私立学校制度を規定する私立学校法が適用される。

私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べ、所轄の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、教育に関する学識経験者からなる私立学校審議会の意見を聽かなければならないとしている。

(イ) 所轄の権限等

私立学校の設置・廃止・設置者変更等の認可及び学校法人の設立の認可等とともに、学則変更、校地・校舎の取得又は処分、学校法人の役員変更届等の受理、その他これらの事務に伴う指導等を行っている。

学校教育法及び私立学校法では、所轄の権限として、
a 学校の設置・廃止・設置者変更等の認可(学校教育法第4条、第130条、第134条第2項)
b 学校の閉鎖命令(学校教育法第13条)
c 学校法人の設立認可(私立学校法第31条)
d 学校法人の解散命令(私立学校法第62条)

- e 学校法人に対する措置命令 (私立学校法第60条第1項)
 f 学校法人が措置命令に従わないときの役員の解任勅告 (私立学校法第60条第9項)
 g 学校法人に対する報告徵収、立入検査 (私立学校法第63条)
 h 教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求める事 (私立学校法第6条)

等が規定されているが、学校教育法第14条に規定している設備・授業等の変更命令については、私立学校の自主性の観点から、私立学校には適用されないこととなっている (私立学校法第5条)。

なお、これら私立学校に関する認可事務等のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校に係るもの (外国人を専ら対象とする学校、市地域にある資格免許の指定のある学校及び町村地域にある学校に係るものと除く。) については、条例により区及び市の処理する事務としている。

(ウ) 東京都私立学校審議会

私立学校法に基づいて設置されている知事の諮問機関で、私立学校の設置、廃止、設置者変更等及び学校法人設立の認可等について審議する。また、私立学校に関する重要事項について知事に建議することができる。

・設置年度 昭和25年度

・根拠法令等 私立学校法第9条

・委員数 20人 (学識経験者5人、私立学校関係者15人)

・事業実績 (令和5年度) 開催回数 11回

・答申件数 (令和5年度) 61件 (設置計画承認を除く。)

- (エ) 学校法人会計基準の指導
- 私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和48年度から学校法人会計基準 (昭和46年文部省令第18号) による会計処理を全面適用し指導を行っている。
- ・研修会の実施 年1回
 - ・現地指導実績 (令和5年度) 42法人

イ 私立学校教育への助成事業
 私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減、経営の健全化等を図るため各種の助成を行っている。

表A-2-7 私立学校教育助成実績 (令和4年度、5年度)

(単位:千円)

事業名	令和5年度	令和4年度	増(△)減
経常費補助	122,618,490	124,012,166	△1,393,776
私立高等学校経常費補助	68,660,293	69,682,664	△1,022,371
私立中学校経常費補助	27,837,339	27,546,414	290,925
私立小学校経常費補助	6,987,232	6,890,715	96,517
私立幼稚園経常費補助	16,607,040	17,499,066	△892,026
私立特別支援学校等経常費補助	2,398,148	2,276,895	121,253
私立通信制高等学校経常費補助	128,438	116,413	12,025
保護者負担軽減	51,506,287	51,489,277	17,011
私立高等学校等就学支援金	19,582,350	20,700,054	△1,117,704
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	329,545	289,643	39,902
私立高等学校等特別奨学金補助	13,444,295	13,004,759	439,536
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,199,430	1,336,109	△136,579
私立中学校等特別奨学金補助	1,826,192	-	1,826,192
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	1,381	1,680	△399
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	5,956	7,249	△1,293
私立幼稚園等施設等利用費負担金	6,922,396	7,760,146	△837,750
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	2,767,168	2,872,910	△105,742
私立専修学校授業料等減免費用負担金	5,426,249	5,515,528	△89,279
私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	0	575	△575
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	1,325	624	701
その他補助	28,839,458	27,260,026	1,579,432
私立幼稚園教育振興事業費補助	726,711	832,338	△105,627
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	575,456	582,352	△6,896
私立幼稚園等特色教育等推進補助	50,508	43,470	7,038
私立幼稚園等施設型給付費負担金	7,488,174	6,726,997	761,177
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	415,629	141,089	274,540
私立幼稚園預かり保育推進補助	965,664	949,118	16,546
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	1,765,313	1,526,551	238,762
私立高等学校内生就学促進補助	457,806	466,439	△8,633
私立専修学校教育振興費補助	318,901	300,035	18,866

私立専修学校特別支援教育事業費補助	152,760	139,819	12,941
私立専修学校職業実践専門課程進歩補助	303,640	311,260	△7,620
私立外国人学校教育運営費補助	79,710	76,668	3,042
私立学校安全対策促進事業費補助	1,888,314	1,211,602	676,712
私立学校教育振興資金利子補給	175,072	198,710	△23,638
私立学校デジタル教育環境整備費補助	2,517,354	1,848,790	668,564
私立専修学校教育環境整備費補助	351,477	355,580	△4,103
産業・理科教育施設設備整備費補助	35,819	60,691	△24,872
私立学校省エネ設備等導入事業費補助	2,168,768	2,483,898	△315,130
私立幼稚園等環境整備費補助	284,486	395,260	△110,714
認定こども園整備費等補助	388,825	994,838	△606,033
私立学校教育研究費補助	69,813	70,136	△323
私立学校退職手当補助	4,066,100	4,072,114	△6,014
私立学校教職員共済費補助	1,786,725	1,757,006	29,719
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	1,806,435	1,715,305	91,130
合計	202,964,235	202,761,468	202,767

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

及びアスベス ト対策工事に要する経費の一部を補助する私立学校安全対策促進事業費補助などの事業を実施している。

また、私立学校における教育環境整備及び経営安定を図るための資金を長期・低利な条件で貸し付けている私学財団の銀行借入利息に対し、都は利子補給を行っている。平成30年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた額を補助することとしている。

(エ) 国庫補助に係る法定受託事務

前述の都補助に伴う事務のほか、都内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校等に対する各種の国庫補助についての周知、指導、申請書の受理、現地調査、額の確定等の事務を行っている。

(オ) 東京都私立学校助成審議会

東京都私立学校助成審議会条例に基づいて設置されている知事の附属機関で、私立学校に対する補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議している。

- ・ 設置年度 昭和33年度
- ・ 根拠法令等 東京都私立学校助成審議会条例
- ・ 委員数 15人
- ・ 事業実績(令和5年度) 開催回数 1回

▼ 東京都育英資金事業

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に、修学に必要な学資金の一部(奨学金)を貸し付ける事業を行う私学財団に対し、貸付事業費を補助している。

平成17年度の新規貸付分以降は、私学財団に事業を移管して実施し、都は、平成20年度で貸付事業を終了した。
育英資金の返還は、貸付終了後6か月据え置き、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法によって返還する。

なお、都は、平成16年度までに採用した奨学生に対する返還事務を行ってい る。

(ウ) その他補助

都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校教育法附則第6条に規定する幼稚園(学校法人化を志向する幼稚園を除く。)の設置者に対し、運営費の一部を補助する私立幼稚園教育振興事業費補助や、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震診断、耐震化工事(非構造部材の耐震対策工事を含む。)

(2) 予算概要

私学部の事業に関する予算は、学務費の私立学校振興費及び育英資金費から構成される。令和5年度当初予算の私立学校振興費合計額は2,188億11百万円、育英資金費合計額は2億74百万円であり、学務費の合計額は2,190億85百万円となる。これは、生活文化スポーツ局の当初予算合計額2,786億67百万円の78.6%を占めている。

ア 私立学校振興費

私立学校振興費については、表A-2-8のとおりである。
管理費は、私立学校振興事務等に従事する職員の職員費及び管理事務費に要する経費から構成されている。
また、助成費の内訳は、表A-2-9のとおりである。

表A-2-8 私立学校振興費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額	決算額
管理費	1,503,881	0.7%
助成費	217,307,119	99.3%
合計	218,811,000	100%

生活文化スポーツ局ホームページより監査人作成

表A-2-9 私立学校振興費の助成費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事業名	当初予算額	決算額
私立学校経常費補助	67,023,364	30.8%
私立中学校経常費補助	28,778,773	13.2%
私立小学校経常費補助	7,678,637	3.5%
私立幼稚園経常費補助	16,701,288	7.7%
私立特別支援学校等経常費補助	2,881,258	1.3%
私立通信制高等学校経常費補助	115,207	0.1%
私立高等学校等特別奨学金補助	14,175,546	6.5%
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,575,440	0.7%
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	3,242,945	1.5%
私立高等学校等入学支度金貸付料子補給	8,536	0%
私立学校安全対策促進事業費補助	3,996,338	1.8%
私立学校教育振興資金融資利子補給	236,817	0.1%
私立専修学校教育環境整備費補助	375,845	0.2%

生活文化スポーツ局ホームページより監査人作成

イ 育英資金費

育英資金費については、以下のとおりである。

表A-2-10 育英資金費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事業名	当初予算額	決算額
東京都育英資金	274,000	100%
合計	274,000	100%

都提供資料より監査人作成

事業名	当初予算額	決算額
私立学校デジタル教育環境整備費補助	3,868,777	1.8%
認定こども園整備費等補助	1,018,554	0.5%
私立幼稚園等施設型給付費負担金	7,176,242	3.3%
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	1,393,429	0.6%
私立幼稚園等特色教育等推進補助	42,755	0%
私立幼稚園教育振興事業費補助	727,338	0.3%
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	693,056	0.3%
私立専修学校教育振興費補助	320,086	0.1%
私立専修学校特別支援教育事業費補助	174,130	0.1%
私立専修学校職業実践専門課程推進補助	375,350	0.2%
私立外国人学校教育運営費補助	90,915	0%
私立幼稚園預かり保育推進補助	935,524	0.4%
私立高等学校都内生就学促進補助	504,336	0.2%
私立学校退職手当補助	4,215,379	1.9%
私立学校教職員共済費補助	1,940,353	0.9%
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	2,102	0%
私立学校クローバル人材育成支援事業費補助	1,997,879	0.9%
私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	3,511	0%
私立中学校等特別奨学金補助	4,000,000	1.8%
私立学校教育研究費補助等	2,912,770	1.3%
私立幼稚園等施設等利用費負担金	7,620,206	3.5%
私立専修学校受業料等減免費用負担金	6,639,860	3.1%
私立高等学校等就学支援金	23,531,646	10.8%
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	332,927	0.2%
私立高等学校等就学支援金	217,307,119	100%
合計	217,307,119	100%

生活文化スポーツ局ホームページより監査人作成

(3) 私学財団の概要

ア 私学財団の概要

(ア) 私学財団の沿革と業務内容

私学財団は、平成15年4月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団として設立された団体で、平成23年4月には、公益法人制度改革に基づき財団法人から公益財団法人に移行している。私学財団は、東京都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を行い、もって都内私立学校教育の充実と振興を図り、東京都教育文化の高揚に資することを目的としており、都は、財団の事業に対し補助を行うことにより、私学の振興を図っている(カッコ内は都の補助事業名)。

- a 施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資
 - ・振興資金事業(私立学校教育振興資金融資利子補給)
- b 教育環境等の改善・充実のための助成
 - ・私立専修学校教育環境整備費補助)
- c 都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成
 - ・入学支度金貸付資金融資事業(私立高等学校等入学支度金貸付利子補給)
 - ・私立高等学校等授業料軽減助成金事業(私立高等学校等特別奨学金補助)
 - ・私立中学校等授業料軽減助成金事業(私立中学校等特別奨学金補助)
 - ・私立高等学校等奨学給付金助成事業(私立高等学校等奨学給付金事業費補助)
 - ・私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成事業(私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助)
 - ・東京都育英資金貸付事業(育英資金事業費補助)
 - ・私立高等学校海外留学推進助成事業(私立学校グローバル人材育成支援事業費補助)
- d 教職員の退職金支給に必要な資金の交付
 - ・教職員退職資金事業(私立学校退職手当補助)
- e 教職員に対する研修会及び公開講座の企画及び実施
 - ・教職員研修事業(私立学校教育研究費補助)
- f 学校教育に関する調査研究、助成及び普及啓発
 - ・私立学校研究助成事業(私立学校教育研究費補助)
- g 教職員の退職金支給に必要な資金の交付
 - ・私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業(私立学校グローバル人材育成支援事業費補助)
 - ・私立高等学校新入生端末整備費助成事業(私立学校デジタル教育環境整備費補助)
 - ・私立学校授業目的公衆送信補償金助成事業(私立学校デジタル教育環境整備費補助)
 - ・私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業(私立学校省エネ設備等導入事業費補助)
 - ・私立学校外国语指導助手活用事業費助成事業(私立学校グローバル人材育成支援事業費補助)

設立	平成15年4月 財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団が組織統合して財団法人東京都私学財団として発足
基本財産	平成23年4月 公益財団法人に移行
出捐者	1,375,000千円

東京都私立幼稚園連合会
東京都私立初等学校協会
一般財団法人東京私立中学高等学校協会
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
理事長 長塚 篤夫(順天中学高等学校長)
理事 24名、監事 3名、評議員 26名
役員・評議員 51名(臨時職員の人数を除く、令和6年3月31日現在)
事務局職員数 (うち都派遣職員 13名)

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

表A-2-12 私学財団の主な沿革

昭和40年12月	社団法人東京都私学退職金社団設立
昭和56年6月	財団法人東京都私立学校教育振興会設立
平成14年12月	両法人による統合に関する協定書締結
平成15年4月	両法人が統合し財団法人東京都私学財団が発足
平成23年4月	都の公益認定を得て公益財団法人へ移行

私学財団ホームページより監査人作成

(イ) 私学財団の財務状況の推移
私学財団の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表A-2-13の正味財産増減計算書、表A-2-14の貸借対照表のとおりである。

表A-2-13 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移
(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	15,689	13,751	14,377
② 特定資産運用益	283,667	296,469	305,830
③ 受取入会金	15	40	100
④ 受取会費	83,032	82,570	82,311
⑤ 事業収益	9,259,399	9,187,070	9,078,337
⑥ 受取補助金等	22,314,343	25,289,112	28,142,037
⑦ 特定資産評価益	1,226,086	0	19,883,577
⑧ 準備金戻入額	0	18,061	0
⑨ 受取寄付金	510	500	200
⑩ 雜収益	3,279	2,021	2,274
(2) 経常費用			
① 事業費	33,087,334	34,815,449	57,450,795
② 管理費	27,778	26,924	28,729
経常費用計	33,115,112	34,842,374	57,479,524
当期経常増減額	70,908	47,249	29,520
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 引当金戻入益	3,000	2,000	0
経常外収益計	3,000	2,000	0
(2) 経常外費用			
① 引当金繰入額	0	0	1,000
経常外費用計	0	0	1,000
当期経常外増減額	3,000	2,000	△1,000
当期一般正味財産増減額	73,908	49,249	28,520
一般正味財産期首残高	1,952,721	2,026,630	2,075,879
一般正味財産期末残高	2,026,630	2,075,879	2,104,399

II 指定正味財産増減の部			
(1) 受取補助金等			
①教育振興事業受取東京都補助金	35,010	121,339	213,266
②育英資金受取東京都補助金	169,140	183,394	188,932
(2) 引当金戻入益			
①貸倒引当金戻入益	36,027	38,075	17,065
(3) 補助金等返還額			
①育英資金東京都補助金返還額	△ 892,447	△ 1,018,093	△ 1,030,179
(4) 一般正味財産への振替額			
①一般正味財産への振替額	△ 212,204	△ 227,174	△ 248,045
当期指定正味財産増減額	△ 864,475	△ 902,459	△ 858,960
指定正味財産期首残高	14,112,135	13,247,660	12,345,202
指定正味財産期末残高	13,247,660	12,345,202	11,486,242
III 正味財産期末残高	15,274,290	14,421,081	13,590,640

私学財団「財務諸表」より監査人作成

表A-2-14 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 資産の部			
1. 流動資産	16,257,216	14,405,013	16,327,276
2. 固定資産	177,243,003	174,640,054	194,076,947
(1) 基本財産	1,375,000	1,375,000	1,375,000
(2) 特定資産	161,584,286	160,619,504	179,337,222
(3) その他固定資産	14,283,717	12,645,550	13,358,725
資産合計	193,500,219	189,045,067	210,398,223
II 負債の部			
1. 流動負債	15,986,376	14,093,989	15,689,805
2. 固定負債	162,239,553	160,529,997	181,117,777
負債合計	178,225,929	174,623,986	196,807,583
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	13,247,660	12,345,202	11,486,242
2. 一般正味財	2,026,630	2,075,879	2,104,399
正味財産合計	15,274,290	14,421,081	13,590,640
負債及び正味財産合計	193,500,219	189,045,067	210,398,223

私学財団「財務諸表」より監査人作成

3 文化振興部

(1) 事業内容

東京には、江戸時代からの歴史と伝統文化の蓄積がある。また、多くの文化施設や文化団体、アーティストが集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、様々な文化活動が行われている。さらに、文化活動を支援する企業や団体も多い。文化振興部は、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続可能な社会・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、東京芸術文化評議会での議論を経て、令和4年3月に東京文化戦略2030を策定し、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した未来の東京を実現するため、文化振興のための施策を総合的に展開している。主要事業は、以下のとおりである。

ア 文化振興施策の企画調整

(ア) 東京芸術文化評議会の運営等

文化首都・東京を実現するための文化振興施策についての提言を行う東京芸術文化評議会の運営事務を行っている。東京芸術文化評議会は、東京の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、平成18年12月に設置された知事の附属機関であり、当該評議員は、文化振興に関し見識を有する者の中から、知事が任命する15名以内で構成され、任期は2年である。また、特定の事項を調査審議するための専門部会を有し、課題に対する検討体制の強化を図っている。

(イ) 文化振興施策の企画調整

文化振興施策のための総合的企画、文化庁との連絡調整、全国主要都道府県及び大都市文化行政連絡会議等の広域連絡会議、その他区市町村や文化団体等との連絡調整や文化活動等に関する各種調査等を行っている。

(ウ) 記念行事の実施

名譽都民や東京都栄誉賞などの顕彰制度の実施、「都民の日」、「東京都平和の日」記念行事の実施、隅田川花火大会の開催、東京空襲犠牲者名簿の作成や東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑の建設、東京空襲関連資料の管理等を行う東京空襲メモリアル事業を実施している。

イ 文化事業の推進

アーツカウンシル東京と共同して芸術文化創造・発信事業などの実施や、文化庁等との連絡調整を行うほか、次のような各種文化事業を実施している。

都 市 公 告

(ア) 各種文化事業や記念行事の実施
舞台芸術の振興として、都民芸術フェスティバル、子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業、島しょ芸術文化振興事業、TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL(サラダ音楽祭)を実施している。

東京芸術文化評議会の提言に基づく施策を推進する機関として、平成24年11月に歴史文化財団内にアーツカウンシル東京を設置し、平成27年4月には、同財団内の東京文化発信プロジェクト室と統合して事業を再編、更に令和4年度からは、同財団事務局と一体化し、同財団全体の企画戦略を担うことになった。アーツカウンシル東京は、芸術文化に精通した専門家で構成されており、行政と民間の活動現場を橋渡しすることを通じて、戦略的な文化の創造・発信及び文化都市の形成を目指した事業に取り組んでいる。

さらに、都立公園等における野外芸術作品の設置及び保守管理や、昭和初期を代表する文化的・建築史的建物である旧小笠原邸の保存活用等を行っている。

(イ) アール・ブリュット等の推進

アートを通して、ダイバーシティの理解促進や包容力のある共生社会の実現に寄与するため、アール・ブリュット等をはじめとする様々な作品の展示や、対話的で創造的な交流プログラムを、東京都渋谷公園通りギャラリーを拠点として展開するほか、拠点外における普及啓発活動を実施する。

(ウ) アーティスト等の支援の実施

世界で活躍できる現代美術の中堅アーティストを表彰し、海外での活動や展覧会の実施などを継続的に支援するTokyo Contemporary Art Awardや、国内外の若手芸術家・グループの育成を図るため、作品の展示や芸術家同士及び作家と都民等との交流を実施するトーキョーアーツアンドスペース(TOKAS)の運営、公共空間を活動の場として提供するヘブンアーティスト事業、都立施設の壁面等をペインティングの場として開放するストリートペインティング、都の遊休施設を活用し、舞台芸術の練習・創作の場を提供する東京舞台芸術活動支援センター(水天宮ピット)の管理運営等に取り組んでいる。

ウ 文化施設の管理運営

東京都における芸術文化の振興を図るため、条例によって設置された文化施設7館の管理運営を行っている。展覧会や公演等により歴史資料や芸術作品に接する機会を都民に提供するほか、貴重な資料・作品の収集、調査研究、教育普及活動、他の文化施設との連携した取組の推進や国際的な施設間交流などを展開している。

また、各館の経年劣化を踏まえ、大規模改修によって施設設備の更新を図るとともに、時代・社会のニーズに応じた機能向上や多言語対応・開館時間延長などを推進している。

エ 政策連携団体への助成等

東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的として設立した歴史文化財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。(歴史文化財団の概要については、「政策連携団体(公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について」第2, I, 1を参照)

また、交響楽を通じて都民の情操を豊かにすることを目的として設立した都響(その運営に要する経費の補助を行っている。(都響の概要については、「政策連携団体(公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について」第2, II, 1を参照)

(2) 所管施設

東京都における芸術文化の振興を図るため、文化施設を設置している。本報告書では、以下のとおり、都の文化施設を美術館や博物館などの「美術館・博物館系文化施設」と、劇場や会館などの「ホール系文化施設」に分けて記載する。

類型	文化施設
美術館・博物館系文化施設	東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館
ホール系文化施設	東京文化会館、東京芸術劇場

ア 美術館・博物館系文化施設

(ア) 東京都江戸東京博物館

a 本館

開館年月日	平成5年3月28日
設置根柢	東京都江戸東京博物館条例
所在地	東京都墨田区横網1-4-1

概要
江戸東京の文化を保存し次代に継承することとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これから東京の都市と生活を考える場として東京都江戸東京博物館を設置し、運営している。

※令和4年4月1日から令和8年春(予定)まで大規模改修のため休館

b 分館 江戸東京たてもの園	開館年月日 平成5年3月28日
設置根拠 東京都江戸東京博物館条例	所在地 東京都小金井市桜町3-7-1
概要 現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元・保存・展示したことともに、建造物内部での生活民俗資料等の展示や、街なみの一端を再現することにより、変遷する建築文化や生活文化への都民の理解に資するため設置し、運営している。	

イ ホール系文化施設

(ア) 東京文化会館

(イ) 東京都美術館 (旧朝香宮邸)	開館年月日 昭和36年4月7日
開館年月日 昭和38年10月1日	設置根拠 東京都美術館条例
所在地 東京都台東区上野公園8-36(都立上野恩賜公園内)	概要 都民のための美術の振興を図るために、東京都美術館を設置し、「アートへの入口」とすることを目指した運営をしている。

(イ) 東京芸術劇場

開館年月日 平成2年10月30日	設置根拠 東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地 東京都豊島区西池袋1-8-1	概要 都民に親しまれる音楽・演劇・歌劇・舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として東京芸術劇場を設置し、運営している。平成21年7月から野田秀樹氏が芸術監督を務めている。
	※令和6年9月30日から令和7年7月中(予定)まで大規模改修のため休館

(3) 予算概要

令和5年度生活文化スポーツ局の当初予算において、文化振興費は177億13百万円であり、そのうち文化施設の管理運営が約4割を占めている。

表A-2-14 文化振興費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位:千円)

事項	当初予算額	決算額
文化振興施策の企画調整	3,926,121	22.2%
文化事業の推進	5,863,832	33.1%
文化施設の管理運営	6,446,310	36.4%
政策連携団体への助成等	1,476,740	8.3%
合計	17,713,003	100%
	16,679,043	

4 スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部

(1) 事業内容

スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部は、東京都スポーツ推進総合計画に加え、TOKYOスポーツレガシービジョンを基本に、スポーツとのつながりが日常に溶け込む「スポーツフィールド・東京」の実現に向けた施策を総合的に展開している。主な事業は、以下のとおりである。

ア スポーツの振興

(ア) スポーツ振興施策の企画調整

a 東京都スポーツ振興審議会

東京都におけるスポーツ振興施策を総合的、体系的に推進するため、スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関する重要事項等について、知事等の諮問に応じて調査審議し、これら事項について建議する。

b 東京都スポーツ推進総合計画

スポーツ基本法第10条に基づく、東京都のスポーツ推進計画である。

c TOKYOスポーツレガシービジョン

東京2020大会の成果をどのようにスポーツの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すため取りまとめたものである。

(イ) 生涯スポーツの振興とスポーツムーブメントの創出

各種スポーツ大会の開催及び国民体育大会等への東京都代表選手の派遣を行なう。また、都民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するとともに、大規模スポーツ大会やプロスポーツチームが主催する試合等のスポーツ観戦の機会を提供する。

a 各種スポーツ大会・スポーツイベント等

都民大会(※1)、都民生涯スポーツ大会(※2)、都民スレクふれあい大会、東京都市町村総合体育大会(※3)、全国青年大会、シニア健康スポーツティバルTOKYO、全国健康福祉祭(ねんりんピック)東京都選手団派遣事業、東京みんなのスポーツ塾、ラグビーワールドカップ2023を契機としたスポーツ気運醸成事業、プロスポーツチームとの連携事業、アーバン・フィットネス推進事業、だれでもフィットネス推進事業等
※1 令和6年7月から「東京都スポーツ大会」に改称
※2 令和6年7月から「スポーツフェスティバル東京」に改称
※3 第56回大会から「東京都市町村総合スポーツ大会」に改称

b 参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業 スポーツフェスタ、TOKYOウォーク、TOKYO ROKUTAI F E S 2023

c スポーツ観戦事業 主催者と連携を図りながら大規模スポーツ大会等やプロスポーツチーム等が主催する試合に都民を招待することにより、スポーツを実際にみる機会を創出する。

d 都民等へのスポーツ情報の発信 スポーツTOKYOインフォメーション、スポーツ東京案内(都内スポーツ情報案内サイト「S P O P I T A」、指導者派遣)、スポーツ気運継承事業

(ウ) 地域におけるスポーツの推進

a TOKYOスポーツ施設サポーターズ事業

都民が身近なところでスポーツを実施できる場を確保し、都民のスポーツ環境を維持できるよう、スポーツ施設を所有している大学や企業等と協定を締結し、その活動に支障のない範囲で、有償でスポーツ施設を貸し出してもらう事業を実施している。

b 地域スポーツクラブの設立・育成支援等

地域の日常的なスポーツ活動の場として、都民の誰もが参加できる地域スポーツクラブの設立と、安定した活動を支援する。
・地域スポーツクラブ設立支援事業、地域スポーツクラブ支援事業、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組への協力

c 地域スポーツ団体との連携 シニアスポーツ振興事業

d 地域スポーツ活動の促進

地域スポーツを支える人材の育成、スポーツ功労者等の表彰

e スポーツ大会等への後援名義の使用承認 都内で開催されるスポーツ大会等の中で、公益性があり、都のスポーツ振興の推進に寄与する行事について、後援名義の使用を承認している。

- f 東京都スポーツ推進企業認定制度
社員のスポーツ活動を推進する取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定する。
- g 区市町村におけるスポーツ振興施策への支援
東京2020大会のレガシーであるスポーツ気運の高まりを活用し、区市町村が実施するスポーツ振興等事業に対して支援する。(スポーツ実施促進補助事業(地域スポーツ推進事業)、スポーツ空間バージョンアップ補助事業)
- (エ) 競技力向上
- a 競技スポーツの振興
国民体育大会(※)への選手・役員派遣等、アスリートの競技力強化、スポーツ・インテグリティの理解促進事業、東京育ちアスリート応援事業、競技団体組織基盤強化支援事業
※ 第78回大会から「国民スポーツ大会」に改称
- b ジュニア選手の育成や強化等
トップアスリート発掘・育成事業、ジュニア選手・育成強化事業、ジュニア育成地域推進事業
- c アスリートの競技力強化をサポートするための事業(ハッフォーマンスサポート事業)
- d トップアスリートの功績を称える表彰
都民スポーツ大賞、東京スポーツ奨励賞
- e スポーツ国際交流事業
ジュニアスポーツアジア交流大会、東京国際ユース(U-14)サッカーフットサル大会、柔道指導者派遣
- (オ) スポーツを通じた被災地交流事業
東日本大震災における被災地復興支援でこれまで築いてきた都と被災地との絆をレガシーとして、スポーツを通じて、より一層の交流を深めるための事業を実施している。

- (カ) 大会後のレガシーの継承
- a 大会レガシー継承事業
b 東京2020大会アーカイブ資産等の活用
c ボランティアレガシー
d レガシー設置物
- イ パラスポーツの振興
東京都スポーツ推進総合計画及び「未来の東京」戦略に基づき、「理解促進・普及啓発」「場の開拓／人材の育成」「競技力向上」の視点から、パラスポーツ振興に向けた施策を展開している。
- (ア) 理解促進・普及啓発
- a パラスポーツ専門ポータルサイトTOKYOパラスポーツ・ナビ
都内のパラスポーツイベント情報や、公共スポーツ施設のバリアフリー情報などを掲載したパラスポーツ専門ポータルサイト「TOKYOパラスポーツ・ナビ」を運営する。
- b チャレスポ！TOKYO
障害のある人にもパラスポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうとともに、障害のある人に対する楽しさや効用を知つてもらい、スポーツを始めるきっかけを提供する。
- c スポーツの効用等に関するコンテンツ発信事業
スポーツや運動に关心を持たない障害のある人に向けて、当事者の体験や専門的な見地等から効用等を示す動画を発信する。
- d パラスポーツ普及啓発プロジェクト「TEAM BEYOND」
パラスポーツのファン・サポートを増やし、パラスポーツへの関心を高めるための総合的な普及啓発事業を実施する。
- e 都内におけるパラスポーツ国際大会の開催促進
パラスポーツの一層の振興を図るため、都内で開催されるパラスポーツの国際大会の開催を促進する。
- f 障害者のスポーツに関する意識調査
今後のパラスポーツ振興に資する施策展開の基礎資料として活用する。

- g** パラスポーツスタートガイド 専用ウェブサイトを運営しパラスポーツに関する情報等を発信する。
- h** TOKYOパラスポーツチャンネル 都内やその近郊で実施されるパラスポーツ大会をケーブルテレビ等で中継・配信する。
- i** パラスポーツ体験プログラム パラスポーツの魅力を体験できるプログラムを区市町村や大学等と連携して実施し、都民へパラスポーツの理解促進を図る。
- j** 「TOKYOパラスポーツ月間」事業 東京2020パラリンピックを開催した8月・9月を「TOKYOパラスポーツ月間」と位置付け、多様な主体と連携し、パラスポーツ体験や観戦など様々な取組を集中的に展開する。
- k** 区市町村スポーツ実施促進事業（パラスポーツ推進事業） パラスポーツへの関心向上や障害のある人のスポーツ実施促進につなげるために区市町村が行う事業を支援する。
- （イ）場の開拓（開拓整備事業）**
- a** パラスポーツ地域サポート事業 パラスポーツ事業のノウハウを持つアドバイザーによる事業の企画・実施の支援などを行う。
- b** パラスポーツコンシェルジュ事業 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会において、パラスポーツを支援したいという民間企業等の意向を選手や競技団体につなぐための相談窓口を設けるとともに、障害のある人に対してスポーツに関する情報提供や助言を行う。
- c** 都立特別支援学校活用促進事業 障害のある人や障害者スポーツ団体等が、身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都立特別支援学校の体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲で平日夜間や土日・祝日に開放し、活用を促進する。
- d** 動画を活用した運動・QOL向上事業 自宅や障害者福祉施設などの身近な場所で気軽に取り組める運動を動画で広く紹介する。
- e** 障害者のスポーツ施設利用促進事業 身近な地域のスポーツ施設における障害のある人の利用に際して、施設管理者が配慮すべきポイントを掲載した「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」について、区市町村及び民間のスポーツ施設での活用を図る。
- f** TOKYOユニバーサルウォーキング普及事業 既存のウォーキングアプリに障害者が使いやすい機能を付加し、身近な場所での活用を促すことで、障害者の日常的なウォーキングを促進する。
- g** パラスポーツリモート参加事業 遠隔操作によりコミュニケーションが可能な分身ロボットを活用し、外出困難な重度障害者等が様々なスポーツ活動に参加できる機会を提供する。
- h** デジタル技術を活用したパラスポーツ（eパラスポーツ）事業 外出が困難であるものの、体を動かす意欲のある障害のある人に、自身で操作できるよう個々の状態に合わせて加工した機器を福祉施設等に提供するとともに、障害のある人とない人が交流できる機会を創出する。
- i** 障害児・者の運動習慣定着支援事業 障害者の日中の居場所である福祉施設や放課後等デイサービスなどを対象に指導者を派遣し、利用者の障害種別や程度等に応じた運動を定期的に実施する。
- j** スポーツ空間バージョンアップ補助事業 誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のバージョンアップに係る取組を支援する。
- k** 区市町村スポーツ実施促進事業（パラスポーツ推進事業） パラスポーツへの関心向上や障害のある人のスポーツ実施促進につなげるために区市町村が行う事業を支援する。

- (イ) 支える人材の育成（人材育成事業）
- a パラスポーツセミナー
区市町村職員やスポーツ推進委員、医療福祉関係者等を対象にセミナーを開催し、地域のパラスポーツ事業を支える人材の育成を図る。
 - b 初級・中級パラスポーツ指導員養成講習会
パラスポーツの現場で実際に指導・支援に当たる人材を養成し、地域におけるパラスポーツの取組を促進する。
 - c パラスポーツ人材の活動活性化事業
障害者スポーツボランティアポータルサイト「TOKYO障害スポーツ&サポート」を通じてボランティア人材にイベント等の情報を提供し、活動機会の拡充を図るなど、パラスポーツ人材の活動促進、資質向上を行う。
 - d パラスポーツ研修キャラバン事業
パラスポーツ振興の担い手となる団体が主催する研修会等に講師を派遣し、主体的にその構成員に向けてパラスポーツの知識・情報を付与する仕組みを構築する。
- (エ) 競技力向上
- a パラスポーツ次世代オーブ発掘事業
競技体験等を通じて競技スポーツとのマッチングを行う発掘プログラムを開催する。
 - b パラスポーツ競技活動支援事業
選手の強化育成や指導者の養成等を目的とした各団体の自主的な取組を支援することで競技力向上を促す。
 - c 東京都障害者スポーツ強化練習会
全国障害者スポーツ大会での東京都選手の活躍を目標に、正式競技の強化練習会等を開催し、選手の競技力を強化する。
 - d 東京パラアスリート強化事業
東京ゆかりのパラアスリートやジュニアパラアスリートの強化を行う。
- e パラスポーツ団体体制強化支援事業
都内で活動するパラスポーツ競技団体が、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」に適合する団体となるよう複合的な支援を行う。
- f パラスポーツ人材地域活動促進事業
講習会を企画する団体等とアスリート等のマッチングを行う。
- g 東京都障害者スポーツ大会
パラスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進する。
- h パラスポーツオープン競技大会の開催
東京都障害者スポーツ大会において、障害のない人も参加できる競技をオーブン競技として実施する。
- i 全国障害者スポーツ大会への選手・役員派遣
東京都障害者スポーツ大会・関東ブロック予選会等を経て選出された選手や役員で構成される選手団を、本大会へ派遣する。
- j パラスポーツ競技用具ニーズ調査
義足や車椅子利用者に関する統計や先行研究がほとんどないため、義足や車椅子利用者のニーズ等を把握するための調査を実施する。
- k デフスポーツ競技団体内活動促進事業
日本パラリンピック委員会（JPC）に加盟するデフスポーツ中央競技団体が都内で実施する強化合宿や普及啓発活動等に対し、財政的支援を実施する。
- l 後援名義の使用承認
公益性があり、選手の競技力向上など、都のパラスポーツの推進に寄与する行事について、後援名義の使用を承認する。

(2) 所管施設
ア スポーツ施設

スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与することを目的として施設を設置している。

(ア) 東京体育館

開館年月日	昭和 31年 8月 15日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	渋谷区千駄ヶ谷
概要	都民の生涯スポーツの普及・振興を図るため、個々の体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、全都的総合体育施設としての特徴をいかした施設の貸出及び個人公開を行うとともに、各種スポーツ事業を実施している。

(イ) 駒沢オリンピック公園総合運動場

開館年月日	昭和 39年 12月 1日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	世田谷区駒沢公園
概要	公園の自然豊かな環境の中で、都民が多様なスポーツに親しめる環境を整備し、施設提供のほか、スポーツ・レクリエーションの普及や資料収集等、施設の特性をいかした事業を展開している。

(ウ) 東京武道館

開館年月日	平成 2年 2月 10日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	足立区綾瀬
概要	武道の普及振興を図る東京都の中心拠点として、大規模武道競技大会へ施設を提供するとともに、武道振興及び都民の健康増進のための各種事業、情報提供、指導者研修等を実施している。

(エ) 有明テニスの森公園テニス施設

開館年月日	昭和 58年 5月 14日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区有明

概要 センターコート「有明コロシアム」のほか、ショーコート、インドアコート、屋外コートを備えた国内有数のテニス競技施設である。

(オ) 若洲海浜公園ヨット訓練所

開館年月日	平成 3年 7月 6日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区若洲
概要	若洲海浜公園ヨット訓練所は、基礎的なヨットの帆走技術を習得できる施設である。

(キ) 海の森水上競技場

竣工日	令和元年 5月 31日
再開業日	令和 4年 4月 29日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区海の森

概要 東京港中央防波堤内側及び外側埋立地間に水路に整備された施設で、2,000mの競技コースを備えた水上競技場。国際大会が開催できるロードレースの競技場及び育成・強化の拠点として活用するほか、都民に様々な水上スポーツ、水上レジャーに親しむ機会を提供している。

(ク) 夢の島公園アーチェリーコート

竣工日	平成 31年 2月 28日
再開業日	令和 3年 10月 31日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例

所在地 江東区夢の島

概要 アーチェリーの主要な競技大会の会場としての利用のほか、夢の島公園と一体となった芝生広場として、各種イベント・レクリエーション等を楽しむ憩いの場として活用している。

(ケ) カヌー・スラロームセンター

竣工日	(競技コース) 令和元年5月31日 (管 理 棟) 令和元年12月17日
再開業日	令和4年7月23日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江戸川区臨海町

(コ) 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場

竣工日	令和元年6月27日
再開業日	令和4年6月18日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	品川区八潮(マインビッチ)

概要
都立大井ふ頭中央海浜公園内に整備された、ホッケーをはじめ、様々なスポーツで利用できる多目的球技場。数少ない公共のホッケー競技場として、ホッケーの競技力強化と普及・振興の場であるとともに、屋外スポーツ施設が集積した大井ふ頭中央海浜公園が一体となり、あらゆる都民がスポーツに親しめる機会を提供している。

(サ) 東京アクアティクスセンター

竣工日	令和2年2月28日
再開業日	令和5年4月1日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	東京都江東区辰巳

概要
都立辰巳の森海浜公園内に整備された日本水泳の中心となる世界最高水準の水泳場。日本水泳界の中心として、国内外の競技大会の実施や次世代アスリートの強化・育成の場を提供とともに、子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供している。

(シ) 東京都ペラスボーツトレーニングセンター

開所年月日	令和5年3月21日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	調布市西町(味の素スタジアム内)
概要	東京2020 ペラリンピック競技大会のレガシーとして、東京都におけるペラスボーツの競技力向上の拠点、普及振興の場を提供している。

(ス) 東京都障害者総合スポーツセンター

開館年月日	昭和61年5月10日
設置根拠	東京都障害者スポーツセンター条例
所在地	北区十条台
概要	障害者の健康増進と社会参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエーション、講習会等の場を提供する障害者専用のスポーツ施設である。区部に東京都障害者総合スポーツセンター、市部に東京都多摩障害者スポーツセンターがある。

(セ) 東京都多摩障害者スポーツセンター

開館年月日	昭和59年5月24日
設置根拠	東京都障害者スポーツセンター条例
所在地	国立市富士見台
概要	(ス) 東京都障害者総合スポーツセンター 概要参照

(ソ) 味の素スタジアム

開業年月日	平成13年3月10日
所在地	調布市西町
概要	多摩地域のみならず全都的なスポーツの拠点として調布基地跡地に建設された。サッカーJリーグチームのホームグラウンドとして知られるほか、スポーツ以外にもコンサート、試乗会、フリーマーケットなど多彩なイベントを開催している。
概要	東京の新たなスポーツ・文化の拠点として、15,000席の施設規模を生かしイベントなどを提供している。

(タ) 有明アリーナ

イ スポーツ施設の指定管理

平成15年の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度により、公の施設である体育施設の管理を民間の団体にも委託できるようになり、生活文化スポーツ局では現在、所管する16施設のうち、14施設に指定管理者制度を導入している。該当する施設は、以下のとおりである。

東京体育館	駒沢オリンピック公園総合運動場	夢の島公園アーチェリー場
東京武道館	カヌー・スラロームセンター	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
有明テニスの森公園テニス施設	東京アクアティクスセンター	東京都バスケットトレーニングセンター
若洲海浜公園ヨット訓練所	東京都障害者総合スポーツセンター	東京都多摩障害者スポーツセンター
武蔵野の森総合スポーツプラザ	海の森水上競技場	

事項	当初予算額	決算額
スポーツ施設の整備	6,166,711	47.0% 5,644,261
合計	6,942,671	53.0% 5,880,466
合計	13,109,382	100% 11,524,727

都提供資料より監査人作成
都提供資料より監査人作成
都提供資料より監査人作成
都提供資料より監査人作成

表A-2-1-5 スポーツの振興に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位:千円)

事項	当初予算額	決算額
スポーツ振興施策の企画調整	358,577	9.9% 275,825
スポーツムーブメントの創出	675,785	18.7% 536,419
地域におけるスポーツの推進	920,500	25.5% 580,942
競技力向上	1,327,888	36.7% 1,127,254
大会後のレガシーの継承	332,740	9.2% 276,798
合計	3,615,490	100% 2,797,238

都提供資料より監査人作成

第3 監査の結果

I 生活文化スポーツ局全体について

(1) 生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン

ア 概要

生活文化スポーツ局は、局主要事業の事業実施計画として、ホームページにて「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」を公表している。

このアクションプランは、平成27年度包括外部監査報告書における意見2-1に対する措置として策定された「生活文化局事業プラン」（計画期間：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の後継となるものであり、現在は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間としたものが公表されている。

平成27年度包括外部監査報告書における意見2-1に対する措置には、以下のとおり記載されている。

平成28（2016）年12月に、東京都が策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が掲げる都民ファーストの視点、「セーフティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の3つのシティを踏まえ、生活文化局でも、3つのシティの実現に向けて、局事業を着実に推進することも、都民の方に事業内容を分かりやすくお知らせするため、平成30（2018）年3月に「生活文化局事業プラン」を策定し、局ホームページにおいて公表した。（計画期間：2018年度～2020年度）

策定に当たっては、事業内容を理解しやすくするため、写真やグラフを使用するとともに、客観的な指標として、「外国人おもてなし語学ボランティアの育成」や「就学前の児童を持つ父親の家事・育児時間の増加」など具体的な数値目標（18目標）を掲げた。

アクションプランの具体的な内容は、都の長期計画である「未来の東京」戦略における3か年のアクションプランにおける生活文化スポーツ局が所管する取組と同一となっている。

なお、「未来の東京」戦略の各戦略と生活文化スポーツ局の部署の対応関係は以下のとおりとなっている。

表B-1-1 「未来の東京」戦略の各戦略と生活文化スポーツ局の部署の対応関係

戦略	対応部署
戦略1：子供の笑顔のための戦略	都民生活部、消費生活部、私学部、スポーツ総合推進部
戦略2：子供の「伸びる・育つ」応援戦略	都民安全推進部、私学部、スポーツ総合推進部
戦略3：女性の活躍推進戦略	都民生活部、都民安全推進部
戦略4：アクティイブChōju社会実現戦略	都民生活部、スポーツ総合推進部
戦略6：ダイバーシティ・共生社会戦略	都民生活部、都民安全推進部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部
戦略7：「住まい」と「地域」を大切にする戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、スポーツ総合推進部
戦略8：安全・安心なまちづくり戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部
戦略9：都市の機能をさらに高める戦略	都民安全推進部
戦略10：スマート東京・TOKYODataHighway戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部
戦略14：ゼロエミッショントーキョー戦略	消費生活部
戦略15：文化・エンターテイメント都市戦略	消費生活部、文化振興部
戦略16：スポーツフィールド東京戦略	都民生活部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部
戦略20：都政の構造改革戦略	消費生活部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部
	都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」について、有効性・経済性の観点から、生活文化スポーツ局の中長期的な計画として適切な目標設定がなされ、PDCAサイクルによる管理運用がなされているか担当者にヒアリング等を実施した。

まず、「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」における目標設定は、

局の主要事業について取りまとめられている。これらは「未来の東京」戦略と内容を共通にしているが、「未来の東京」戦略は局の主要事業を都全体の視点で編成したものであるため、結果的に「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」の内容と同一となっているとのことであった。

また、「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」におけるP D C Aサイクルに関しても、局の主要事業として毎年度実施された結果を取りまとめたものである。これら主要事業の取組状況が、「未来の東京」戦略の所管局である政策企画局により集約されるため、こちらも「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」と「未来の東京」戦略は内容的に同一となっているとのことであった。

一方で、「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」がどのようなものなのか、また、内容を同一にする「未来の東京」戦略との関連性は、局ホームページ上に特段の説明は付されていない。

(意見1-1) 「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」について
 「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」における目標設定や事業、各事業の実績等は、「未来の東京」戦略における生活文化スポーツ局所管事業と内容的には同一となっている。

都の長期計画である「未来の東京」戦略には生活文化スポーツ局の主要事業が盛り込まれているため、結果的に「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」と「未来の東京」戦略の内容が同一となること 자체は合理性があるものの、同アクションプランと「未来の東京」戦略の記載が同一である理由や両者の関連性は局ホームページ上に説明がなく、都民からすると「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」の意義や位置付けについて正確に理解することが難しいものと思われる。

したがって、「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」について、局ホームページに明示的に記載することを検討されたい。

(2) 生活文化スポーツ局内の内部統制

ア 概要

生活文化スポーツ局は、都の知事部局の一つとして、地方自治法第150条に基づき、内部統制の取組を行っている。内部統制は、都の財務に関する事務を適正に行うためにルールを決め、それに従って仕事を進め、点検や改善を行う取組である。地方公共団体の内部統制は、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によれば、全般的な内部統制と業務レベルの内

部統制に大別される。

都は、「東京都内部統制基本方針」及び「東京都内部統制推進要綱」に基づき、内部統制の整備・運用及び評価を実施している。生活文化スポーツ局は制度所管部門ではないため、業務レベルの運用状況についての自己評価を行う。具体的には、評価対象期間における内部統制の対象とする会計・・物品・契約・財産の4つの事務区分に応じた評価シートを作成し、事務の運用状況について自己点検により不備の有無を把握し、不備がある場合には、その後の不備の改善が適切に実施されたかといった点を評価項目としている。

局長は、評価シートに記載のある不備について、是正措置及び再発防止策を講じた結果を制度所管部門の局等の長に提出する。制度所管部門の局等の長は、提出された評価シートに記載のある不備について、必要と認めた場合には速やかに是正措置及び再発防止策を講じることを求め、その結果を確認した上で自己評価を行い、取りまとめて総務局長に提出する。

令和5年度の生活文化スポーツ局の評価シートについて、自己評価の結果、不備は識別されていない。なお、令和6年7月16日に作成された令和5年度の東京都内部統制評価報告書によると、推進要綱に規定する評価作業を実施した限り、都の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断されている。また、不備の是正に関する事項についても、記載すべき事項はない旨が記載されている。

イ 監査の結果

都の内部統制制度において、令和5年度の生活文化スポーツ局の自己評価の結果、不備は識別されていない。

しかしながら、自己評価は局内の事務処理における運用状況を点検し評価するものであり、結果的に内部統制制度上の不備と位置付けられなくとも、事務処理の誤りなどを識別することがある。こうした事務処理の誤りについては、事務執行における有効性や効率性の観点から課題を示唆する可能性があるため、令和5年度における自己評価の詳細について、担当者にヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、令和5年度における自己評価の過程で、内部統制制度上の不備は識別されていないものの、東京都物品管理規則に基づく自己検査において以下の事務処理誤りを識別したことであった。

表B-1-2 令和5年度物品管理に関する自己検査における識別事項

項目	内容
出納手続	物品受払簿について、物品管理者が受領しているのに受払簿への記載がないものがあった。
出納手続	購入等に伴う受入れ時に「全品受け即払い」に○印が漏れていた。
出納手続	物品出納通知書の誤記及び訂正印漏れがあった。
出納手続	印刷物の契約について、物品管理規則第41条各号に該当しないにもかかわらず、出納手続きが漏れていた。
供用中の物品	供用備品等状況確認実施計画書について、確認日・確認印や規則第72条に基づく例外措置の令和5年度分の別紙の作成が漏れていた。
供用中の物品	供用備品等状況確認実施計画書について、「照合方法・手順等」欄が記載されていなかった。
帳簿と状況確認	物品受払簿と物品の現在高(数量)が一致していなかった。
帳簿と状況確認	・消耗品出納簿(タクシーチケット)で、保管枚数の記帳が漏れていた。 ・物品受払簿の訂正印が漏れていた。 ・物品管理者別物品一覧表で、引き継ぎの署名が漏れていた。
帳簿と状況確認	物品受払簿(郵券・備品管理者別物品一覧表)の引き継ぎが漏れていた。

都提供資料より監査人作成

上記の事務処理誤りについて、担当者によると要因はいずれも単純なケアレスであり影響も大きくないため、統制上の不備を示唆するものではないとのことであった。また、それぞれの事務処理誤りについて、発生した経緯や有効な防止策などを局内で展開するようなことは実施していないとのことであった。

しかし、上記の事務処理誤りについて発生部署を確認すると、同様の事案が複数の部署で発生していた。個々の事案について単純なケアレスミスであるとしても、複数の部署で同様の発生が確認されているため、適切なチェック体制や運用上の留意がなければ、今後も同様の誤りが発生し続けることが想定される。こうした状況については、内部統制制度上の不備があるとまでは言えないとしても、運用上の留意点として再発防止策等を局内に周知することが、適切な対応であると考えられる。

(意見1-2) 自己検査における検出事項の周知について

令和5年度の物品管理の分野の自己検査において識別された事務処理誤りについて、担当者による要因はいずれも単純なケアレスミスであるため、それぞれの事務処理誤りについて各部署において再発防止の取組を実施していくが、発生した経緯や有効な防止策等を文書等により局内で展開することは実施していないとのことであった。

しかし、事務処理誤りの項目及び発生部署を一覧すると、同様の事案が複数の部署で発生している事実が確認された。個々の事案について単純なケアレスミスであるとしても適切なチェック体制や運用上の留意がなければ、今後も同様の誤りが発生し続けることが想定される。

こうした状況については、内部統制制度上の不備があるとまでは言えないとしても、運用上の留意点として再発防止策等を局内に周知することが適切な対応であると考えられる。また、誤りの事例を局内に周知することで、事務処理の誤りを極力減らすことに努める組織風土、統制環境の醸成にもつながる。

したがって、局全体の事務手続の効率性を向上させる観点からも、自己検査における検出事項の周知を検討されたい。

(3) 生活文化スポーツ局所管施設の施設別財務情報

ア 概要

生活文化スポーツ局は、「生活文化局 事業概要 令和3年版」の別紙として、令和5年11月に「施設別財務情報」を公表している。

この施設別財務情報の公表は、平成27年度の包括外部監査報告書の「(意見2-3) 生活文化局所管の施設別の財務情報について」を受けての改善措置である。平成27年度の包括外部監査の意見2-3では、施設別財務情報を作成する体制の構築、及び施設別財務情報の適切な利活用が意見として付されている。当該意見の背景として、同報告書意見2-37において、指定管理者の財務情報には、当該指定管理者の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのストック情報や費用などのフロー情報が計上されていないことから、コストの規模、利用者1人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関する分析を行うことができない状況にあり、P D C A サイクルにおけるCheck及びActionが十分に機能しているとは言えない。したがって各施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も適切に活用されておらず、各施設の管理運営の財源を負担している都民に対して説明責任を十分に果たしていないとの認識が示されている。

令和5年11月に公表された施設別財務情報は、生活文化スポーツ局(令和3年度時点では生活文化局)が所管する施設について、令和3年度の都の財務情報を基に作成しているものであり、博物館や美術館などの文化施設については、指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算して作成しているものである。施設別財務情報にて公表されている内容と、貸借対照表及び行政コスト計算書の勘定科目は、以下のとおりである。